

令和2年度環境省 税制改正要望 結果概要 — 1. 税制全体のグリーン化の推進

2016年のG7伊勢志摩サミット及び2018年のG7シャルルボワサミットにおいて、カーボンプライシングを巡る議論が行われた。カーボンプライシングについては、既に欧州諸国や米国の一部の州をはじめとして導入している国や地域があり、中国でも全国規模で排出量取引制度を導入している。一方、我が国はCO₂の限界削減費用が高く、エネルギーコストも高水準、またエネルギー安全保障の観点においてもエネルギー資源の大半を輸入しているという事情がある。カーボンプライシングには、市場を介した価格付けだけでなく、税制も含まれる（既に一部導入）が、制度によりその効果、評価及び課題も異なる。国際的な動向や我が国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえた専門的・技術的な議論が必要である。

また、第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）に基づき、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

（地球温暖化対策）

○ 上記の議論を進めつつ、平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

⇒地球温暖化対策のための税は着実に実施することとされた。

揮発油税等の「当分の間税率」は維持することとされた。

（自動車環境対策）

○ 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

⇒検討事項とされた。

(1) 循環型社会

◎ ■ 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置【延長】（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

特定廃棄物最終処分場における埋立て終了後の維持管理に要する費用として特定災害防止準備金を積み立てた際に、当該積立金の額を損金又は必要経費に算入できる特例措置について、適用期限を2年間延長。

⇒以下の見直しをした上で、2年間延長することとされた。

・損金算入限度額を維持管理積立金の積立額のうち都道府県知事による通知額の60%（現行：100%）とする。

■ 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置【延長】（固定資産税）

公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準に関し、

◎・ごみ処理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設については1/2

◎・一般廃棄物の最終処分場については2/3

◎・PCB廃棄物等処理施設については1/3

・汚水・廃液処理施設については1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする、特例措置について、適用期限を2年間延長。

⇒以下の見直しをした上で、2年間延長することとされた。

・汚水・廃液処理施設について対象設備から脱フェノール装置、脱有機酸装置を除外した上、電気供給業を営む者が取得し電気供給業の用に供する施設を適用対象から除外する。

(2) 低炭素社会

■ 省エネ・再エネ高度化投資促進税制【拡充・延長】（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

省エネ法と連動した中長期的な省エネ設備投資、及び先進的な再エネ設備投資等に対して特別償却等の措置を講ずる特例を延長・拡充。

⇒**省エネ関係：以下の見直しをした上で、2年間延長することとされた。**

- ・対象事業者に認定管理統括事業者及び管理関係事業者を加える（拡充）。
- ・特別償却を20%（現行30%）とするとともに、対象設備から高効率工業炉等を除外する。

⇒**再エネ関係：以下の見直しをした上で、1年間延長することとされた。**

- ・特別償却を14%（現行20%）とする。

■ 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例【延長】（固定資産税）

再生可能エネルギー発電設備（※）について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年分の固定資産税に限り課税標準を軽減する措置について、適用期限を2年間延長。

（※）太陽光発電設備（自家消費型に限る）、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備

⇒**以下の見直しを行った上で、2年間延長することとされた。**

- ・5,000kW以上の水力発電設備に係る固定資産税の課税標準を3/4（現行：2/3）とする。

■ 認定長期優良住宅に係る特例措置【延長】（登録免許税、固定資産税、不動産取得税）

省エネ性能をその要件に含む新築の認定長期優良住宅について、登録免許税の税率を軽減、固定資産税の税額を軽減、不動産取得税の課税標準を軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長。

⇒**2年間延長することとされた。**

■ 既存住宅の省エネ改修に係る固定資産税の軽減措置【延長】（固定資産税）

省エネ改修が行われた住宅について、固定資産税を軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長。

⇒**2年間延長することとされた。**

■ 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減【延長】（登録免許税）

認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率を軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長。

⇒**2年間延長することとされた。**